

太陽光発電設備の設置に係る 条例の対象面積が変わります

笠間市では、太陽光発電設備設置事業に起因する災害予防の強化や、地域への協議促進を図ることを目的として、『**笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例**』を改正しました。

この改正により、条例の対象となる事業面積が以下のとおり変更となります。

条例の対象となる事業

これまで

事業区域の面積が 10,000平方メートル超の事業

令和5年10月1日から (※)

事業区域の面積が 3,000平方メートル以上の事業

※令和5年10月1日以降、条例に基づく事前協議を行う事業が対象となります。

条例手続きの主なもの

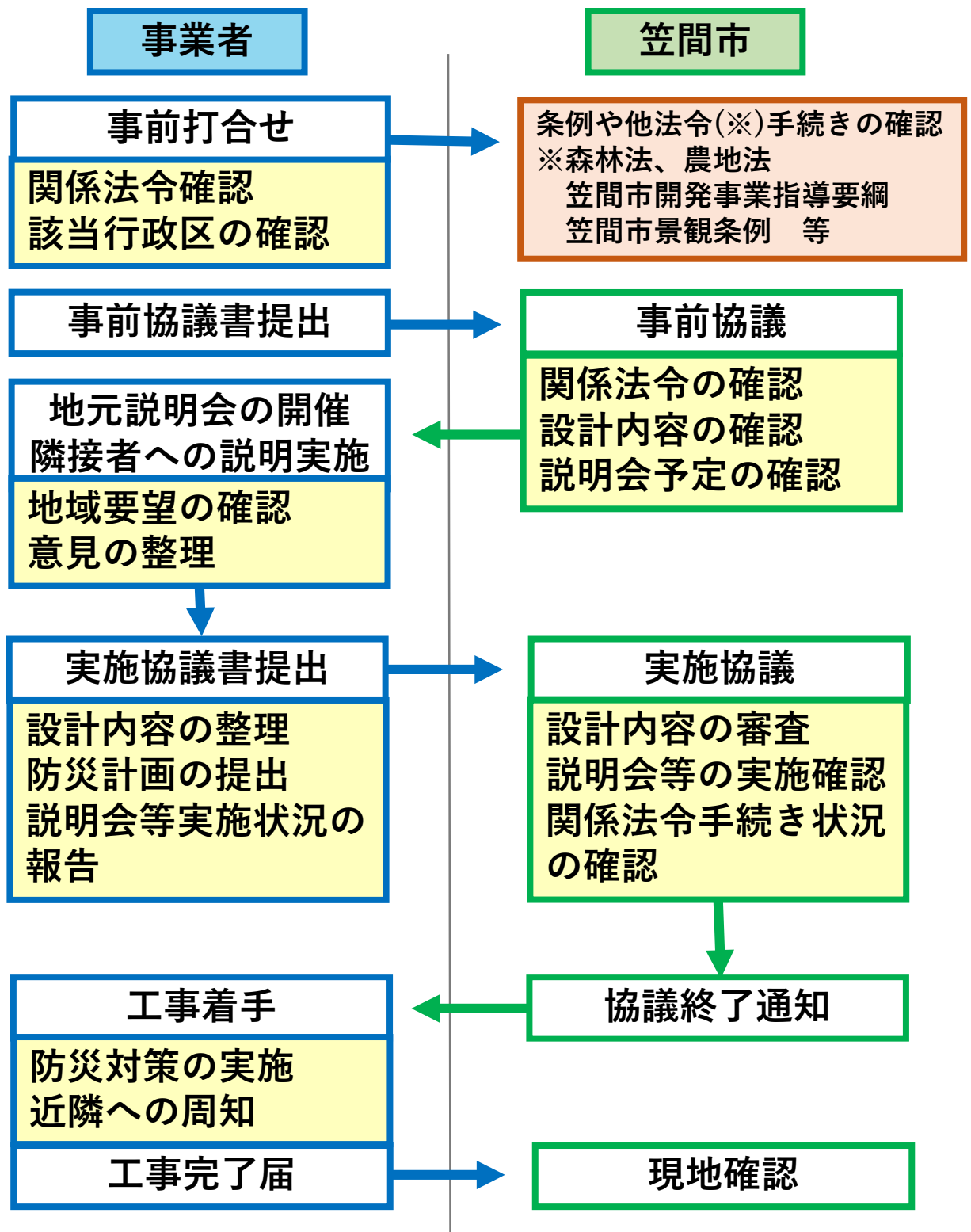
- ・市との事前協議
- ・地元説明会の開催
- ・隣接関係者への事業内容の説明



問い合わせ

笠間市役所 都市建設部 都市計画課 計画開発G
TEL:0296-77-1101 FAX:0296-77-5009

(参考) 手続きフロー



手続きの詳細については笠間市HPからご確認ください

『笠間市内における太陽光発電設備設置事業と
住環境との調和に関する条例』市HPはこちら→

